

電気通信委員会議録第十六号

昭和二十八年七月二十一日(火曜日)

午後二時三十分開議

出席委員

委員長 成田 知巳君

理事 岩川 與助君 理事 塩原 三郎君

理事 榎本 登美三郎君 理事 小泉 純也君

理事 原 茂君 理事 松前 重義君

理事 中村 梅吉君

理事 澤 寛君 青木 正君

秋山 利恭君 遠藤 三郎君

菊池 義郎君 庄司 一郎君

玉置 信一君 齋藤 憲三君

廣瀬 正雄君 古井 喜實君

柴田 義男君 甲斐 政治君

松井 政吉君 三輪 壽壯君

出席國務大臣

郵政大臣 塚田 十一郎君

出席政府委員

大藏政務次官 愛知 揆一君

郵政政務次官 飯塚 定輔君

郵政事務官 金光 昭君

(大臣官房電気通信監督官)

郵政技官(大臣官房電気通信監督官)

信監理官 庄司 新治君

委員外の出席者

日本電信電話公社総裁 梶井 剛君

日本電信電話公社副総裁 野 勉君

専門員 吉田 弘苗君

専門員 中村 寅市君

七月二十一日

委員石井光次郎君、緒方竹虎君、小澤佐重喜君及び戸塚九一郎君辭任につき、その補欠として秋山利恭君、

第一類第十四号

電気通信委員會議録第十六号

昭和二十八年七月二十一日

遠藤三郎君、逢澤寛君及び青木正君が議長の名で委員に選任された。

本日の會議に付した事件

公衆電気通信法案(内閣提出第九一號)

有線電気通信法案(内閣提出第九二號)

有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法案(内閣提出第九三號)

○成田委員長 ただいまから開会いたします。

有線電気通信法案、公衆電気通信法案並びに有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法案を一括議題として、審議を進めます。

ただいま自由党橋本登美三郎君、改進党齋藤憲三君及び自由党中村梅吉君

より、自由、改進、自由三派共同提案にかゝる公衆電気通信法案に対する修正案が、日本社会党柴田義男君及び日本社会党松井政吉君より、日本社会党両派共同提案にかゝる公衆電気通信法案並びに有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法案、両案に対する修正案がそれより委員長の手元に提出されました。まず各修正案について趣旨の説明を求めます。齋藤憲三君。

公衆電気通信法案に対する修正案

公衆電気通信法案の一部を次のように修正する。

別表第二を次のように改める。

第二 電話使用料(契約の期間が三十日以内の加入電話に係るものを除く。)

たゞいま自由党橋本登美三郎君、改進党齋藤憲三君及び自由党中村梅吉君

より、自由、改進、自由三派共同提案にかゝる公衆電気通信法案に対する修正案が、日本社会党柴田義男君及び日本社会党松井政吉君より、日本社会党両派共同提案にかゝる公衆電気通信法案並びに有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法案、両案に対する修正案がそれより委員長の手元に提出されました。まず各修正案について趣旨の説明を求めます。齋藤憲三君。

公衆電気通信法案に対する修正案

公衆電気通信法案の一部を次のように修正する。

別表第二を次のように改める。

第二 電話使用料(契約の期間が三十日以内の加入電話に係るものを除く。)

たゞいま自由党橋本登美三郎君、改進党齋藤憲三君及び自由党中村梅吉君

より、自由、改進、自由三派共同提案にかゝる公衆電気通信法案に対する修正案が、日本社会党柴田義男君及び日本社会党松井政吉君より、日本社会党両派共同提案にかゝる公衆電気通信法案並びに有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法案、両案に対する修正案がそれより委員長の手元に提出されました。まず各修正案について趣旨の説明を求めます。齋藤憲三君。

公衆電気通信法案に対する修正案

公衆電気通信法案の一部を次のように修正する。

別表第二を次のように改める。

第二 電話使用料(契約の期間が三十日以内の加入電話に係るものを除く。)

たゞいま自由党橋本登美三郎君、改進党齋藤憲三君及び自由党中村梅吉君

より、自由、改進、自由三派共同提案にかゝる公衆電気通信法案に対する修正案が、日本社会党柴田義男君及び日本社会党松井政吉君より、日本社会党両派共同提案にかゝる公衆電気通信法案並びに有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法案、両案に対する修正案がそれより委員長の手元に提出されました。まず各修正案について趣旨の説明を求めます。齋藤憲三君。

公衆電気通信法案に対する修正案

公衆電気通信法案の一部を次のように修正する。

別表第二を次のように改める。

第二 電話使用料(契約の期間が三十日以内の加入電話に係るものを除く。)

たゞいま自由党橋本登美三郎君、改進党齋藤憲三君及び自由党中村梅吉君

より、自由、改進、自由三派共同提案にかゝる公衆電気通信法案に対する修正案が、日本社会党柴田義男君及び日本社会党松井政吉君より、日本社会党両派共同提案にかゝる公衆電気通信法案並びに有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法案、両案に対する修正案がそれより委員長の手元に提出されました。まず各修正案について趣旨の説明を求めます。齋藤憲三君。

より、自由、改進、自由三派共同提案にかゝる公衆電気通信法案に対する修正案が、日本社会党柴田義男君及び日本社会党松井政吉君より、日本社会党両派共同提案にかゝる公衆電気通信法案並びに有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法案、両案に対する修正案がそれより委員長の手元に提出されました。まず各修正案について趣旨の説明を求めます。齋藤憲三君。

公衆電気通信法案に対する修正案

公衆電気通信法案の一部を次のように修正する。

別表第二を次のように改める。

第二 電話使用料(契約の期間が三十日以内の加入電話に係るものを除く。)

たゞいま自由党橋本登美三郎君、改進党齋藤憲三君及び自由党中村梅吉君

より、自由、改進、自由三派共同提案にかゝる公衆電気通信法案に対する修正案が、日本社会党柴田義男君及び日本社会党松井政吉君より、日本社会党両派共同提案にかゝる公衆電気通信法案並びに有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法案、両案に対する修正案がそれより委員長の手元に提出されました。まず各修正案について趣旨の説明を求めます。齋藤憲三君。

公衆電気通信法案に対する修正案

公衆電気通信法案の一部を次のように修正する。

別表第二を次のように改める。

第二 電話使用料(契約の期間が三十日以内の加入電話に係るものを除く。)

たゞいま自由党橋本登美三郎君、改進党齋藤憲三君及び自由党中村梅吉君

より、自由、改進、自由三派共同提案にかゝる公衆電気通信法案に対する修正案が、日本社会党柴田義男君及び日本社会党松井政吉君より、日本社会党両派共同提案にかゝる公衆電気通信法案並びに有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法案、両案に対する修正案がそれより委員長の手元に提出されました。まず各修正案について趣旨の説明を求めます。齋藤憲三君。

公衆電気通信法案に対する修正案

公衆電気通信法案の一部を次のように修正する。

別表第二を次のように改める。

第二 電話使用料(契約の期間が三十日以内の加入電話に係るものを除く。)

たゞいま自由党橋本登美三郎君、改進党齋藤憲三君及び自由党中村梅吉君

より、自由、改進、自由三派共同提案にかゝる公衆電気通信法案に対する修正案が、日本社会党柴田義男君及び日本社会党松井政吉君より、日本社会党両派共同提案にかゝる公衆電気通信法案並びに有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法案、両案に対する修正案がそれより委員長の手元に提出されました。まず各修正案について趣旨の説明を求めます。齋藤憲三君。

公衆電気通信法案に対する修正案

公衆電気通信法案の一部を次のように修正する。

別表第二を次のように改める。

第二 電話使用料(契約の期間が三十日以内の加入電話に係るものを除く。)

たゞいま自由党橋本登美三郎君、改進党齋藤憲三君及び自由党中村梅吉君

より、自由、改進、自由三派共同提案にかゝる公衆電気通信法案に対する修正案が、日本社会党柴田義男君及び日本社会党松井政吉君より、日本社会党両派共同提案にかゝる公衆電気通信法案並びに有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法案、両案に対する修正案がそれより委員長の手元に提出されました。まず各修正案について趣旨の説明を求めます。齋藤憲三君。

公衆電気通信法案に対する修正案

公衆電気通信法案の一部を次のように修正する。

別表第二を次のように改める。

第二 電話使用料(契約の期間が三十日以内の加入電話に係るものを除く。)

たゞいま自由党橋本登美三郎君、改進党齋藤憲三君及び自由党中村梅吉君

より、自由、改進、自由三派共同提案にかゝる公衆電気通信法案に対する修正案が、日本社会党柴田義男君及び日本社会党松井政吉君より、日本社会党両派共同提案にかゝる公衆電気通信法案並びに有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法案、両案に対する修正案がそれより委員長の手元に提出されました。まず各修正案について趣旨の説明を求めます。齋藤憲三君。

公衆電気通信法案に対する修正案

公衆電気通信法案の一部を次のように修正する。

別表第二を次のように改める。

市内通話一度敷ごと

事務用

住宅用

千八百円

千四百五十円

千四百五十円

千四百五十円

千四百五十円

千四百五十円

千四百五十円

千四百五十円

千四百五十円

千四百五十円

千四百五十円

千四百五十円

千四百五十円

千四百五十円

千四百五十円

千四百五十円

千四百五十円

千四百五十円

千四百五十円

千四百五十円

千四百五十円

千四百五十円

千四百五十円

千四百五十円

千四百五十円

千四百五十円

千四百五十円

千四百五十円

千四百五十円

千四百五十円

千四百五十円

七円

七円

七円

七円

七円

七円

七円

七円

七円

七円

七円

七円

七円

七円

七円

七円

七円

七円

七円

七円

七円

七円

七円

七円

七円

七円

七円

七円

七円

七円

七円

七円

七円

七円

七円

七円

七円

七円

七円

七円

七円

七円

七円

七円

七円

七円

七円

七円

七円

七円

七円

七円

七円

七円

七円

七円

七円

七円

七円

七円

七円

七円

七円

七円

七円

七円

七円

七円

七円

七円

七円

七円

七円

七円

七円

七円

七円

七円

七円

七円

七円

七円

七円

七円

七円

七円

七円

七円

七円

七円

七円

七円

七円

七円

七円

七円

七円

七円

七円

七円

七円

七円

七円

七円

七円

七円

七円

七円

七円

七円

七円

七円

七円

七円

七円

七円

七円

七円

七円

七円

七円

七円

七円

七円

七円

七円

七円

七円

七円

七円

七円

七円

七円

七円

七円

七円

七円

七円

七円

七円

七円

七円

七円

七円

七円

七円

七円

七円

七円

七円

七円

料金種別	料	金	額
一 普通通話料	毎三分又はその端数ごとに 下記以外のもの 第四十七条第二項の規定 により公社が指定する地 域相互間の通話	下記以外のもの 六十キロメー トルをこえる 市外通話地域 において午後 十時から翌日 の午前六時ま での間に請求 に応じた通話	下記以外のもの 六十キロメー トルをこえる 市外通話地域 において午後 八時から翌日 の午前七時ま での間に請求 に応じた通話
市外通話地域 十キロメートル まで	十円	十四円	四十円
二十	二十円	二十一円	四十五円
三十	二十五円	二十八円	五十円
四十	三十円	三十五円	六十円
六十	三十五円	四十九円	七十円
八十	四十円	六十五円	八十円
百	四十五円	七十五円	九十円
百二十	五十円	八十五円	百十円
百六十	六十円	百円	百二十円
二百	七十円	百二十円	百四十円
二百四十	八十円	百四十円	百六十円
二百八十	九十円	百六十円	百八十円
三百二十	百円	百八十円	二百十円
三百八十	百十円	二百円	二百二十円
四百七十	百二十円	二百二十円	二百四十円
五百九十	百四十円	二百五十円	二百七十円
七百十	百六十円	二百九十円	三百十円
八百三十	百八十円	三百三十円	三百八十円
九百五十	二百十円	三百八十円	四百三十円
千	二百四十円	四百三十円	四百八十円
千二百五十	二百七十円	四百八十円	五百三十円
千五百	三百円	五百三十円	五百八十円
千八百	三百三十円	五百八十円	六百四十円
二千	三百六十円	六百四十円	七百円
二千四百	三百九十円	七百円	七百六十円
二千四百キロ メートルをこ	四百二十円	七百六十円	八百二十円

二	至急通話料	普通通話料の二倍
三	特別至急通話料	普通通話料の三倍
四	第四十九条又は第五十条に規定する通話の市外通話料	普通通話料の三倍
五	定時通話料	普通通話料の四倍
六	予約通話料 (予約の期間が一月未満のものに保るものを除く。)	(月額)普通通話料

普通通話料と同額

上記の料金額と同額
(月額)上記の料金額と同額

○藩廳委員　それでは私から公衆電氣通信法案に對する自由黨、改進黨及び自由黨三派共同提出にかかる修正案の趣旨並びに内容の概略を御説明申し上げます。

本修正案は、公衆電氣通信法案別表中の第二、電話使用料及び第四、市外通話料の全面的修正でありまして、すなわち電信電話料金のうち、電話使用料及び市外通話料の政府原案による料金額を、ほとんど全般にわたつて修正しようとするものであります。

最初に修正の基本方針について申し上げます。

第一、原案の電信電話料金の値上げは、これによつて日本電信電話公社の収入の増加をはかり、その大部分を減価償却費の不足及び設備拡充資金に充當して、公社の企圖する拡充五箇年計画の達成に充當せしめようとするものであるが、電話の新設とサービス改善に関する國民の要望にかんがみ、拡充五箇年計画は公社案の規模をもつてこれを実施するの必要を認めること。

第二、しかしながらたとい八月一日

から料金を値上げするとしても、八箇月分の増収のみより期待できない本年度において、七十六億円の建設勘定繰入れを行う必要から、増収額百三十四億円、増収率二五%を得るための料金引上げを実施することは、利用者の負担過重を招くおそれがある。電信電話設備の拡充資金は、従来とも財政資金の融通または公募社債の発行によつて、その大半を調達していたのであるから、利用者の負担軽減をはかるため、本修正案においては、本年度において増収額百九億円、増収率二〇%をあげることを目途として各種料金を算定し、なおその結果建設勘定繰入れに生ずる不足額二十五億円は、本年度中に公募社債発行限度を拡張して対処する建前をとつたこと。

第三、各種料金額の設定にあつては、なるべく一部利用者に急激な負担増加を来さぬようにあなばいしたことと三点であります。

以上の方針による各種料金の修正内容は、修正案及びお手元に差上げた修正案と政府原案との比較対照表によつ

でござんいただきますのであります。が、主要点について少しく説明を加えますれば、

- 一、電報料については修正を行なかつたこと。
- 二、電話使用料は度数料金制の基本料につき、原案の一月六十度までの度数料を基本料に包含せしめる制度を廃止したこと、及び基本料に事務用、住宅用の別を存置したこと。
- 三、度数料、市内通話一度数ごとの料金額原案十円を七円に引下げたこと。
- 四、度数料金制局における値上率原案五三・六％を四一・五％に引下げることを目途として、各料金額を算定したこと。
- 五、定額料金制局においても、値上率原案二七・四％を一六％に引下げることを目途として、各料金額を算定したこと。
- 六、公衆電話料については修正を行はなかつたこと。
- 七、市外通話料については六十キロを越える待時通話区間において、午後十時から翌日の午前六時までの通話につき、四割ないし一割二分五厘の夜間割引制を設けたこと。
- 八、近距離の即時、準即時区間の市外通話料金は、自動接続市外通話方式の關係もあるので、度数料七円の倍数とし、かつ利用者の負担が急激に増加しないように、昼間通話料に対する割引率を軽減したこと。
- 九、市外通話料における値上率原案三一・一％を二七・七％に引下げることを目途として、各料金額を算定したこと。
- 十、市外専用料、市内専用料及び電信専用料については修正を行わなかつたこと。

何とぞ十分御審議の上、本修正案に御賛成あらんことを希望いたします。

○成田委員長 松井政吉君。

公衆電気通信法案に対する修正案

公衆電気通信法案の一部を次のように修正する。

第二百五条第一項各号を次のように改める。

一 構内交換設備及び内線電話機並びにこれらの附屬設備であつて公社による設置が困難であるもの又は加入者の業務の性質上若しくは設備の構造上特殊の保存を要するもので、公社が定める基準に適合するもの

二 船舶に設置する加入電話の設備であつて、公社が定める基準に適合するもの

三 専用設備の端末機器その他の端末の設備であつて公社による設置が困難であるもの又は専用者の業務の性質上若しくは設備の構造上特殊の保存を要するもので、公社が定める基準に適合するもの

第百五条第二項を次のように改め

る。

2 公社は、前項各号の基準を定めるには、あらかじめ、郵政大臣の

認可を受けなければならない。
別表第二を次のように改める。

第二 電話使用料（契約の期間が三十日以内の加入電話に係るものを除く。）

[illegible]

備考	料金額別	料金額
九級局 千三百円 十級局 千五百五十円 十一級局 千円	普通通話料 市外通話地域 十キロメートルまで 二十 十五円 三十 二十円 四十 二十五円 六十 三十円 八十 三十五円 百 四十円 百二十 四十五円 百六十 五十五円 二百 六十五円 二百四十 七十五円 二百八十 八十五円 三百二十 九十五円 三百八十 百五十円 四百七十 百二十円 五百九十 百四十円	毎三分又はその端数ごとに 下記以外のもの 下記以外のもの 第四十七条第二項の規定により公社が指定する地域相互間の通話 午後十時から翌日の午前六時までの間に請求に応じた通話 午後八時から翌日の午前七時までの間に請求に応じた通話 千円 十四円 二十一円 二十八円 三十五円 四十九円 六十円 七十円 八十円 九十円 百十円 百三十円 百五十円 百七十円 百九十円 二百二十円 二百五十円 百四十円

七百十	百六十	百六十	二百九十	百六十
八百三十	百八十	百八十	三百三十	百八十
九百五十	二百十	二百十	三百八十	二百十
千	二百四十	二百四十	四百三十	二百四十
千二百五十	二百七十	二百七十	四百八十	二百七十
千五百	三百	三百	五百三十	三百
千八百	三百三十	三百三十	五百八十	三百三十
二千	三百六十	三百六十	六百四十	三百六十
二千四百	三百九十	三百九十	七百	三百九十
二千四百キロメートルをこえるもの	四百二十	四百二十	七百六十	四百二十
二 至急通話料	普通通話料の二倍			
三 特別至急通話料	普通通話料の二倍			
四 第四十九条又は第五十条に規定する通話料の市外通話料	普通通話料の三倍	普通通話料と同額		
五 定時通話料	普通通話料の四倍	上記の料金額と同額		
六 予約通話料(予約の期間が一月未満のものに除く。)	(月額)普通通話料の九十倍	(月額)上記の料金額と同額		

有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法案に対する修正案

有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法案の一部を次のように修正する。

第三十二条第一項本文中「その請求により、」及び「又はそれぞれ各号に規定する支払に係る設備を無償で譲渡し」を削り、第三項中「第一項」を「前項」に改め、第二項を削り、第三項を第二項とする。

○松井(政)委員 私はただいま議題と

なっております。公衆電気通信法案並びに有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法案に對しまして、河派社会党共同修正にかかわる内容の趣旨の説明を申し上げたいと思ひます。

まず修正しようとする第一点であります。これは公衆電気通信法の中にあります。第五十五条に關する条項であります。これは原案第五十五条第一項に於て、構内交換設備及び公衆電話機等、いわゆるPBXと稱されるもの及び船舶に設置する加入電話設備、専用設備の端末機等の設置は、加入者または専用者がみずからこれを行うことを

妨げないことになつておるのであります。PBXは加入電話の延長であるといわれ、は考えますので、加入電話体系の一部であり、これらの設置保存を加入者にゆだねることは、その方法のやり方によりましては、公衆電気通信事業に悪影響を及ぼし、加入者との間に所有権、専有権、保存権等をめぐつて、混乱を起す危険があることとあります。さらに設備の保守、規格基準の認定、技術者の認定等、不合理が生じまして、事業の健全なる発達を阻害するとともに、サービスの低下を来すおそれがあるといふのであります。

また船舶に設置する加入電話の設備及び専用設備の端末機器等の基準を厳守する立場から、修正を行ひました。

さらに第五十五条第二項は、ただいまも申し上げましたような第一項の基準を定めるには、郵政大臣の認可を受けなければならぬといふこととあり、御承知のようにわれわれが從來から主張して参りましたのは、電話企業のあらゆる部門について、公社組織でありまして、公社組織で運営する独占企業は、公共性を保持しなければならぬのであります。従ひまして公共性を保持しながら企業の健全化をはかり、能率の増進とサービスをよくしようと考えます場合に、やはり電気通信企業の立体的な一貫性をわれわれは買かなければならぬと考へるのであります。従つて前国会、前々国会等で議論になつておりました国際電気通信に對しまして、われわれはいまだに民間で国際電気通信を行うこと、しかも利益のある部分は民間に切離すといふ分断政策には、いまだに納得できないものを待つております。従ひまして

てPBXの保守、保全並びに設備改善等の問題が民間でやる場合には、所有権が民間に移る、公社でやる場合には公社で持たれる。あるいは専有権の問題、保存権の問題等、混同しますと、勢いやはりたゞいま申し上げたように技術者の認定規格等にも変動を起します。で、原案によりましてやり方について、われわれは納得できません。そこでできるだけ原案の趣旨を生かしながら、これにやはり厳密なる制限を加へて、いたゞ民間と公社との間に混乱、磨擦を起すことのないように考へて、修正を行つたのであります。従つて第五十五条の第一項の一、二、三、第五十五条の第二項等はすべからず厳格にして、その基準並びに認定等が厳格であり、特別の設備でない限りこれはやはり民間でやれない、こういう制限規定を設けたのであります。この考へ方で第一点の修正を行つたわけでありました。

第二点の修正は、これは原案の別表による料金の問題であります。電話料金の二割五分という大幅改正の原案となつて出されたのであります。前国会においては一割程度の料金値上げが、この法律案の中にうたれて出ました。そのときの建設計画、そのときの資金計画には、政府側から見れば大きな変動があります。回つて公社側から見れば、建設計画の変動がないのに、十月の選挙並びに今日の選挙からわずか三箇月か四箇月の間に、経済上の変動が起つたといはれ、は考へられませんか。さらにまた国民生活にもものすごい影響、変化があつたといは考へられませんか。さらにまた公社自体の経営方針あるいは企業の運営方針が、根本的にかわつたといは考へられませんか。し

かるにわずか四箇月か五箇月の間に、一割で資金計画を立て、建設計画を立てて、五箇年建設計画を実行しようとした政府が、二割五分の値上げによつて同一の建設計画を行おうとすることについて、まず納得ができないのであります。われわれは料金の値上げを論ずる前に、料金を幾ら上げたかによつていかといふことを押えて、企業体の運営を考へたくございせん。企業をどのように運営するか、さらに企業を運営する場合に、建設拡張の資金をどのように持つて来るか、さらに保守改良設備をどのような資金獲得によつて行うか、そこから出發して、結論において経費を補う分並びに長期にわたる資金計画等は、正常な運営で生じました利潤をもつて充てる、この健全経営を堅持したいのであります。従つて今度の二割五分の値上げの内容を見ますと、御承知のように前国会の一割といふものは八十億の値上げをいたして、そのうち二十億が設備改良の方にまわる予定になつておつたのであります。今度の二割五分の値上げによりまして、その半分以上が建設資金の方へまわるという計算が生れて来ておるのであります。そういう形になりますと、これから行う建設計画の費用といふものは、現在の加入者の負担においてなされるという不合理が生れて参ります。従つてこの大幅値上げの第一点、は、そういう意味で原案に賛成いたしかねるのであります。

それから第二点をわれわれが考へる場合に、たとえば料金の値上げをいたす場合に、当然法律が伴ひ、国の金融財政計画から生れる政府提出の予算に關連のないことは絶対にございませ

ん。これはどこまで行つても財政金融政策から割り出した政府の予算並びに提出された法律、あるいはそれが修正されるされないは別として、これをこの関連なくして、料金の値上げを考へることはできないのであります。そういうことになりませんと、あくまで料金そのものを決定した政府は、財政金融政策の考へ方においても、一貫したものがなければならぬと考へております。その一貫した考へ方については、食い違ひを申し上げますと、前国会において四十億円を預金部資金から政府が投資をして、これを建設資金獲得の一部に充てると考へ方、わずかに五箇月に四箇月の間に今度はその考へ方がかわりました。政府は電話企業について、すなわち電気通信企業については、一銭も投資を行わない、預金部資金を出さないというように変更されて、ゼロになつております。そこで預金部資金四十億円というものが、前国会でなくなりまして、公社としてはどうしても五箇年建設計画を遂行するためには、建設資金の獲得上大幅な値上げをしなければならぬところを追い込まれたのではないかと考へられます。もとよりこの考へ方にわれ／＼は反対であります。なぜかといへば、われ／＼が口を開けば電気通信企業は公共性を保持しなければならぬことを主張いたします。従ひまして、われ／＼は公社を特殊の経営形態によつて運営することを認めておるのであります。そういうしなから、サービスを万全に行いながら、経営を合理化して行かなければならぬというのが公社の実態でありますから、そういうことであります。

らば、公社自身の手で国民に大きな負担をかけ、国民の反響を買うような形ではなくて、政府が電信電話関係における企業体に対する建設資金等は、めんどろを見るのが当然であります。ところが本国会においては四十億が削減された。ここにわれ／＼が原案通りの考へ方を納得することのできないものがあることを明らかにいたしておきます。さらにわれ／＼はそういう立場から、われ／＼の修正案の骨子となるものの財政関係に対する考へ方を、誤解のないように明らかにいたしておきます。われ／＼はこの電話料金を、しかば値上げせずによろしいかというところについて、検討いたしましたのであります。郵政関係の料金、鉄道関係の料金と比べて、戦後値上率が落ちていくというところは明らかであります。われわれは今日の公社の運営並びに経営状態から、一銭の値上げをしないでもよろしいというところは考へておりません。多少の値上げはやむを得ないと考へておる。従ひまして値上げはやむを得ないのであります。その値上げの率をきめる場合において、今公社が必要とする建設資金計画のその資金を、どこから獲得するかということが先の問題となつて参ります。この裏づけがあつて、初めて料金のパーセントが合理的だといふことがはじき出されなければならぬ。この観点に立つてわれ／＼は、今回の政府提案の予算案について組みかえ案を提案いたしました。それが、その中において、政府みずからが行う産業投資の問題につきまして、われ／＼は政府の原案以外に、インヴェンツリー・ファイナンスから三百六十

十億円を特別会計に投じ、そのうちから貯蓄公債二百億円を削減する。残る百六十億円は政府が監督しなければならぬ独占企業並びに公共的な企業を中心として産業投資に充てるといふことの原則をきめて、予算の組みかえ——財政政策を現に現わしておるのであります。従ひましてわれ／＼は、この産業投資に充てたインヴェンツリー・ファイナンス百六十億のうちから、当然電気通信事業につきましても、やはり戦後の復興が完成するまでの間、投資をすべきが妥当だといふ考へ方を持つたのであります。四十億でさえわれわれは不足だといふことで、前国会で議論したのであります。ところがそれが削られておる。その結果大幅な値上げとなるが現れた。こういうところをわれ／＼は納得することのできないものがある。

さらにわれ／＼は、ただいま申し上げたような公共性を持つ電信電話企業については、産業投資を行ふべきである、そういう観点から、その産業投資の額を一つの中心とみなしてはじき出した一割から一割三分の値上げによつて、今日の電電公社の経営と、さらに建設計画が遂行できるという確信を得たのであります。

さらに、それだけで五箇年計画ができるかという問題について、一言触れておきます。われ／＼は五箇年計画を一割から一割三分程度の料金値上げと、ただいま申し上げました政府の行う産業投資で行い得るかどうかということについて、つまびらかに検討をいたしました。が、われ／＼はこの五箇年計画を、その資金面並びに建設の速度、それから現実からはじき出して、これを

六箇年計画とした次第でありまして、従ひまして一年間延長するのであります。それから、延長した分に対する建設資金は、年額縮小されるのであります。そういう立場から料金値上げのそのばんをはじいたといふことを、あらかじめ申し上げておきます。

値上率の内容については、お配りをいたしてございませう。御了承願ひたいのであります。簡単に拾つて説明を申し上げます。ならば、値上げの率を決定する場合に非常に問題になる従来五円のもの、政府原案では十円にいたしております。そうして度数料にたよるところは、五円が十円になる場合に平均二割五分でありますけれども、電話加入者の層によつては七割になり、五割になり、四割になり、非常に不公平な来すのであります。しかも政府原案によつて一番負担の重くなるものは、一日三十回から五十回程度利用して、電話一本をたよりに商売を行つておられます中小企業並びに小売商人であります。われ／＼はこれを原案のまま認めるわけに参りませんので、七円にいたしましたのであります。ただいま自由、改進黨に自由党の三派共同修正案で七円となつて、おります。が、われ／＼は一割から一割三分を総金額の限度として、はじき出したのであります。さらに三派共同修正案は総額二割を、七円は同じように聞えます。けれども、その二割と一割から一割三分のパーセントの開きといふものは、三派の修正案では、基本料並びに市外通話にはね返りまして、結論において負担が加重されるということを、われ／＼の修正案に比較して指摘いたしておきます。従ひまして度敷料を七円にいたしました。

さらに定額料金による場合は、市内の夜間通話につきましての割引制を採用いたしました。四本建としたので、これを明らかにいたしておきます。こういう内容によつて別表の料金値上げの修正を行う考へ方を持つていふことを明らかにいたしておきたいと思ふのであります。

さらに有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法案に対する修正の内容であります。これは第三十二条第一項中「その請求により、」及び「又はそれぞれ各号に規定する支払に係る設備を無償で譲渡し」という条項を削りまして、第三項中第一項を前項に改め、第二項を削り、第三項を二項と改めました。これはどういふことかと申しますならば、公衆電気通信法の第五五条との関連において、修正した次第であります。

以上のような料金値上げに対する計算から、修正案を提案いたしましたのであります。何とぞ各位の慎重審議の結果、御賛同を得たいことを申し添えて説明を終ります。

○成田委員長 各修正案について質疑に入ります。質疑は通告順にこれを許します。なお提出者に対する質疑は、か、修正案に關し政府並びに電信電話公社当局の意見を求める必要があれば、この際あわせてこれを許します。

松井政吉君。

○松井政吉委員 三派修正案の提案者にお伺ひいたします。昨日われ／＼並びに修正者側の同僚も指摘いたしました。が、この修正案によれば、財政計画の裏づけは法律に基いて政府がかつ

てにやればよいのだという考え方で逃げる手もございませう。ございませうけれども、かくのごとき修正を行つたときには、二十五億円の減収になることは明らかである。そうすれば、たゞいま衆議院を通過して参議院で審議中の、政府関係機関予算案の電気通信関係予算の収入面に、変動が起るのであります。そういう場合にはどのような処理をすることが妥当とお考えになつて修正案をつくりましたか、この点をお伺いいたします。

○齋藤委員 昨日同僚廣瀬委員から、政府当局に対してこの点を重ねてお尋ねをして、その御回答を得ておるのであります。今御質疑の通り、われわれの修正案によりまして二十五億の収入減が出て参るのであります。これは政府の責任において善処方を要請いたして、政府の責任において善処をするというお答えを得ましたので、この修正案を提出いたしましたのであります。

○松井(政)委員 当然法律が決定されて、予算措置を必要とするものは、国会の決定した法律に基いて政府が行うのが順序であり、それは当然であります。答弁の通りであります。が、少くとも予算が通過した直後であります。従いまして予算が通過した直後、二十五億の減収があるということを承知で修正なさるには、予算を修正しなければならぬ。あるいは修正予算を出さなければならぬ。あるいは財政法上の規定に基いて追加予算を提出するか、いずれかの方法で処理しなければならぬという考え方が裏づけになつて、修正案が出されなければならぬのであります。われわれの方は政府予算並びに提出されました三派の予算修

正案には反対をいたしまして、組みかえ案を策定して、たゞいまも申し上げたような、財政政策の裏づけによる修正案をたゞいまここに上程しておるのであります。ところが提出者の三派は、原案の予算を認めておるのであります。その後において修正を行つて、二十五億円の減収をするのであれば、その跡始末まで考えて提出されるというところが、少くともやはり政治上の責任である、あるいは法律上の責任でなければならぬ。そういうことを考えられたいのか。たゞいま御答弁になつたように、それはわれわれは考える必要はないから、政府はかつてにやればよろしいという考え方で御修正をなさつたか。念のためにもう一ぺん御答弁をお願いいたします。

○齋藤委員 新憲法においては、議員立法を認めた関係上、往々にして予算と別個の形において法律案が決定せられる前例がたまたまあるようでありまして、たとえば予算に計上されない経費について支払いを許容した、また義務づけた法律案とか……。いろいろこれは私たちが考えたのであります。が、今日の議會運営の方法におきましては、窮極するところ、こういう問題はやはり政府当局の確固たる所信に信頼を置いてやる以外に方法はない、さううに考えまして、政府当局の所信をたゞして、その回答を確めた上でこの修正案を提出したわけでありまして。

○松井(政)委員 提出者の考え方はわかりましたが、これは非常に愚問でありまして、提出者には恐縮であると思ひますが、これはそうすると修正案の策定の途中において、政府当局の言明を得て、修正案をおつくりになつた

たか、それとも公式の場所における政府の言明に基いて修正案がつくられたのか、これは非常に愚問で失礼であります。が、お伺いをしておきたいと思ひます。それによつて政府に対する、たゞいま私がお伺いしようとするものが問題になるわけでありまして。

○齋藤委員 昨日わざ／＼同僚廣瀬委員をして政府当局に質問をしていただきたしまして、いわゆる公式の言明を得た上での修正案であります。

○松井(政)委員 昨日廣瀬委員が質問したときの答弁は、私も聞いておつた。ところがこれは提出者の提出の時期等は自由でありますから、私はそれ以上質問を申し上げません。しかし昨日の段階では、すでにあなた方の三派の修正案は上程をされて、委員長は齋藤君の発言まで許したはずであります。そこで休憩になりました。これは速記録を見ればわかることでありまして、だから昨日正式に答弁を得たからというところは理由にはなりませんけれども、これは提出者には申し上げません。

○齋藤委員 私がこの修正案の説明指名を受ける前に、午前中に廣瀬委員から、政府当局の所信をたゞしてあるわけでありまして。速記録をお調べ願ひたい。

○松井(政)委員 これは提出者に答弁してもらわねどもよい。お伺いしてやるのじやない。そういうことはすでに提出をされておるのだ。提出されてから、政府の言明を聞いたことは明らかであります。から、これはとかく言うのではないかと、こういうのであります。これはひとつあしからず……。順序を申し上げてもしかたがない。

そこで政府にお伺いをいたします。たゞいま修正案提出者の方の側は、二十五億の減収については、お聞き通りの見解だそうでありまして。これは当然法律を出して修正されれば、政府がそれを処理すべきだという考え方のようでありまして。だからあつて政府当局がその問題をどのようにするかということに相なります。私がこの問題について政府にお伺いしたい点は、大別して二つの根本的な問題からお伺いをしたい。一つは予算通過後において法律の修正が行われて予算に変化を来した場合、歳入歳出に変化を来する場合、あるいは来した場合、政府としてどのような考え方を持つべきであるか、この常識的な基本原則が第一問。それから第二は、もし法律が通過してそういう結果が生れた場合、善後処置としては、立法的に政府の扱い得る範囲はどのようなものであるか。これをひとつお聞かせを願ひたい。大蔵当局並びに監督官庁である郵政大臣、両方からお伺いをしたい。

○塚田国務大臣 予算が通過をいたしました後に、問題が新しく生じて、予算を直さなければならなくなつた場合には、一般的にどういう考え方があつたかということでありまして、これは法律は国会の御意思であります。が、当然それに合うように予算を修正するなり何なりするということに私は私どもは考えております。この場合には、結局どういふ法的な根拠でこれをやつたかというところであります。が、公社法の五十条と五十一条に根拠を大体置いて、もしも法律案が修正になりますならば、次の予算を直して得る機会にこれを修正をいたしたい、こういう考えを持

つております。

○愛知政府委員 たゞいま郵政大臣から答弁された通りでありまして、法律と予算の関係においては、先ほどもお話が出ておりますように、新憲法下の国会運営上の問題としては、往々にして不一致を生ずることがあります。こと、いまさら申し上げるまでもないこととあります。しかし法律が先にでき、予算上の義務や拘束を規定するよう内容の法律が両院を通過いたしました。法律として制定されました場合に、法律として制定された場合においては、予算の提出権を持つておきます。政府においては、なるべくすみやかな機会に、次年度の予算案においてその項目を盛るか、あるいはさらに積極的に修正予算等の措置を講ずるかというところは、当然に政府としては考えなければならぬことだと思ひます。たゞいま問題のこの法律案についての修正案につきましても、その基本的考え方をどうもかえるところはないのであります。われわれといひましては、両院がこの修正案を具して含めて制定されました場合におきましては、すみやかに予算上の措置を講じなければならぬと考えておる次第であります。

○松井(政)委員 それではお伺いいたしますが、そうすれば立法府で法律をきめられて、予算通過後予算に変化が来た。その場合には、政府はやはり法律に基いて、財政法上の規定に基いた処理をしなければならぬことは明らかであります。明らかであります。が、法律上の問題じやなくて、今度はその政治上といひますか、純経済上といひますか、純金融政策上といひますか、その面から大蔵当局にお伺いをいたし

たか、それとも公式の場所における政府の言明に基いて修正案がつくられたのか、これは非常に愚問で失礼であります。が、お伺いをしておきたいと思ひます。それによつて政府に対する、たゞいま私がお伺いしようとするものが問題になるわけでありまして。

たいのでありますが、前国会においては預金部資金四十億を計上しておつたが、今国会には削除された。ただいま修正されて預金部資金か、さもなくば公募社債のわくを広げて行くか、いずれかの処置を講じなければならぬことになりましたが、その場合には、法律通過とともに政府の財政上の政策を変更したという考え方に立つわけでございませうか、この点をひとつお伺いしたい。

○愛知府委員 その点につきまして、昨日でありましたか、一昨日でありましたか、前回の当委員会においては、これは仮定の問題として御質疑があつたわけでございませうが、その際にお答えいたしましたと同じこととございまして、財政当局としては国会に提出いたしました予算案、並びにその予算案を平仄のあつた電話料金の値上げというものが妥当であるという見解のもとに、現在までやつて参つたわけでございませう。しかし財政当局から言へば、不幸にしてその値上げの率が高過ぎるというところが国会の問題になつて、その趣旨のもとに法律案が修正されるというところになりますれば、財政当局としてはまことに困つたこととございませうが、その限りにおいて適宜の補正の措置を講ぜざるを得ない、私は率直に申しまして、こういうふうに考えております。

たださらに追加して申し上げたいと思ひますことは、この程度のものでございませうならば、何とかひとつ新たに努力をいたしまして、国会の御修正がありまされた場合には、その趣旨に合致するような措置を講じ得るし、また何とかして講じなければならぬ、こ

ういうふうに考えております。
なお資金運用部の問題あるいは公募社債の問題等につきましては、さらに数回前の当委員会におきまして、当初のわれわれの考え方並びにその後の状況等について、詳細に御説明いたしましたから、この際は省略させていただきますと思ひます。

○松井(政)委員 そうすれば、私たちの考え方としては、予算措置を伴う法律の修正というものは、予算措置が先決であり、重要な要件とならなければならぬ。必要なる事柄とならなければならぬ。それは塚田郵政大臣も大蔵当局も認めていらつしやるようだ。そういったしますならば、予算の裏づけが先決問題で、修正法律案が実現生きて来る。もしかりにこれが時期的にも急つていふことになれば、法律案の修正は絵に描いたものになる、こういうことも言ひ得る。そこで郵政大臣は予算の補正等をすみやかに行う必要があることは確認していらつしやる。その予算を補正する場合に、ただいま国会が開かれておるのでありますから、財政法二十九条、三十条の規定を引用すれば、今国会でも可能であります。その時期、考え方、方法等について伺ひたいと思ひます。

○塚田郵政大臣 これは御指摘のように、まだ予算が参議院にかかつておりますからして、参議院の審議において修正されるという場合もあり得ます。しかし政府といたしましては、国会がどういふように動かされるということとは無関係に、私どもがもし修正案を自分で出すということになりますれば、やはり次の補正の機会にこれを出したい、かように考えております。

○松井(政)委員 そこで提出者にお伺ひいたしますが、次の補正予算とつづけるのでありますが、そうすればいつの時期か。今国会でないということも明らかであります。そういうことで提出者の方はよろしいのでありますか、念のために伺つておきたい。

○小泉委員 ただいまの御質問にお答えいたします。当然われわれといたしましては、二十五億の問題の解決は、次の国会において政府の責任において解決されるべきものという前提に立つて、修正案を提出したのであります。今までの松井委員と政府当局との質疑応答においても、私どももさもありなしという感じを持つて、満足をしたしておる次第であります。

○成田委員 今の松井委員の質問に關連して、政府と提出者側の御答弁について、一つ確かめておきたいと思ひます。
それは不足分は次の国会で補正予算を組むということについて、提出者側も政府側も同一意見を述べられたのであります。補正予算は御承知のように、公社法五十一條によりますと、「公社は、前条第一項の場合を除く外、予算の成立後に生じた事由に基いて既に成立した予算に変更を加える必要があるときは、」云々となつております。従つて現在はまだ予算は成立していませんから、補正予算が考えられるのは予算の成立後なんです。従つてその場合は当然次の国会というところが考えられますが、まだ予算の成立していない今日、補正予算を組むということがすでに問題である。しかも次の国会で補正予算を出すということについて、二重の問題を含んでいるんじゃないかと思ひます。

○塚田郵政大臣 この点は、日本の財政法、それからその規定を受けて大体同じ趣旨で規定をしている公社法も、規定そのものに若干の不備があるように私どもも思ふのであります。しかしそういう不備というものは、普通の常識では出て来ないから、法規の不備であるのであります。同じ国会で、ある委員会では予算が通つていて、他の委員会ではそれを修正されたような法案が通つていくと自體に、常識では考えられない問題が、日本の国会でときどき出て来ているわけであります。そういう事態が日本の国会にあるものでありますから、ここに若干の不備があるというふうに私も感ずるのであります。しかし厳格に五十一條を解釈いたしますならば、これは法律も予算もまだ成立後でありませぬので、今われわれとしては、予算が先に成立しておつて、そのあとに法律案がこういう形で成立して来たという場合に、おそれなくこの規定を適用して、修正せざるを得ない結果になつて来るであろうという見通しを申し上げておるのであります。また参議院において法案と予算案とが、どういふぐあひの順序で成立して行くかということが私どもにも見通しがつかないから、厳格にどの規定で、どういふ根拠でということであれば、今申し上げたように、まだどちらも通つておらぬ状態であるから、見通しを申し上げた、こういうふうに御了解願ひたいと思ひます。

○成田委員 提出者の御答弁を願ひます。
○小泉委員 提出者側といたしまして

は、何も来国会の補正予算でこれを処置すべきであるというふうな決定的なことでもなくて、基本の考え方は、あくまでも政府の方針において何らかの処置をなされるべきである、国会の議決というものが最高のものであるという見地に立つて、修正案を考えたのであります。今政府の御答弁によつて、補正予算等で考慮するという御趣旨でございましたので、われわれとして

は、こまかいことは全部政府の処置に信頼して、何らかの方法がなされるべきものであるという見地に立つたのであります。政治常識上、当然来国会の補正予算において、何らかの方法がなされるであろうという想定をしたにとどまつたのであります。基本はあくまでも国会の議決が最高であるから、国会の議決にのつとつて、政府の責任において何らかの処置を講ぜられるであらうという見解に立つていふことをあらためて申し上げます。

○成田委員 その政府側にお尋ねいたしますが、五十一條の条項が不備であるということになりますと、これは相当問題だと思ふのであります。問題は、五十一條が不備なのではなくて、今度の予算の取扱ひと法案の修正に、相当無理があつたということとです。それは予算案は難なく通過する状態にありながら、その裏づけである法律案について何らかの措置を施さなかつた、これはいくら強弁されましても、事実として認めざるを得ないと思ひます。それを法律の条項が不備だといつて問題を解決されると、私たちはこれ以上審議に應じられぬ。これは当然法律に藉口するということは許されぬ。政府の明確なる御答弁をお願いしたい。

と思います。

○塚田國務大臣 法律が不備だと申し上げましたのは、たゞいま問題になつておるこの具体的な問題に対して、法律が不備であるという事を申し上げたのではないのでありまして、最近の日本の国会のように、同じ国会で同じ衆議院の中で、予算と法律が別の意思の異なる形で出て来る事がしばしばある場合を想定して考へる場合に、この法律に若干の不備がある、こういうように、不備は全般的な考へ方として申し上げた。しかしこの具体的な問題を扱う場合には、この法律によつて十分——これは決して不備なく扱えるという事で私どもは考へておる、こういうふうに御了承願ひたいと思ひます。

○成田委員長 私からもう一度お尋ねしますが、五十一條が全般的に現在の議員立法の趣旨からいつて無理がある、としますと、これはやはり五十一條の改正ということが當然問題になると思ひます。しかし私たちはこの五十一條が不備だとは思ひません。逆にこの具体的な問題について、政府側は不備はないと言ひますが、この具体的な問題、この取扱ひに相当無理があつたために、たま／＼この五十一條が不備だといふように御解釈されなければならぬといふような結果になつて来る。本来言つたら、五十一條は全般的にも具体的に不備のあるはずはないのです。先ほど提案者の説明を聞きますと、予算は通してある、法律については相当全般的な改正をおやりになつた、こういう無理な取扱ひがあつたために、五十一條で処置できないような結果になつてゐるのだ、こう思ふのです。この五十一條の法律が不備であるということに

なりましたならば、相当この問題については検討が必要だ、こう私は考へております。

○塚田國務大臣 これは重ねて申し上げますが、私どものものの考へ方は、この問題について別に法律の不備はない、こういうふうに考へております。ほんとうはこの五十一條が最終的に適用される場合は、参議院が予算を通し、法律が上るといふ段階になつて、政府の意向を聞かれたときにどうするかということ、今の御答弁を申し上げるといふことが普通の状態だと思ふ。ところが今はどちらも衆議院を通つただけの段階にあるのでありまして、正確にはこの五十一條の事項が適用される場合に來ておらないと私は思ふ。しかしこの五十一條の趣旨で考へて行きますと、最終段階において、参議院では確定的にそういうふうに御答弁申し上げられると同じように、その中間の衆議院だけで問題になつておる段階におきましては、衆議院はまず予算が通つた、そこで衆議院として予算が通つたあとに、この法律の修正が出來たという場合には、私は、どちらも中間段階では、最終段階になればこういうぐあいになるだろうといふ見通しを申し上げるということとは當つておるし、そういう意味において別に不備はない、そうしてまた私どもがこの五十一條を根拠にして今のような回答を申し上げてゐることは、ちつともさしつかえないと了解しております。

○成田委員長 まだ予算が成立してない現段階におきまして、政府当局として責任ある立場で補正予算を組むのだ、こういう言明をされたこと自体、

政府として政治的な責任をお感じにならなければならぬと思ふのですが、いかがですか。

○塚田國務大臣 それは繰返して申し上げるようでありますが、ほんとうに補正予算を組むのだという見通しは、最後の段階でなければ、そういう言明はできないわけでありまして、衆議院において順序を追うて審議をして行かれる過程に、こういうぐあいになつたときにどうするのだというお尋ねであれば、何らかの政府として意思表示をいたしませんと、審議を進められるのにお困りになるだろうから、そういう段階においては私どもはこういうように措置するつもりであります、こういうように申し上げたわけでありまして。

○松井(政)委員 大臣は、考へ方は違つておりますが、財政法それから公社法の五十一條が不備だということは穩當でないから、お取消しになつたらどうでしょうか。というのは、もしこういう法律が不備だということになれば——最近の国会では、こういうことが幾らもあるのです。あることを想定してものを考へるならば、こういう問題に對処するために政府当局は、この公社法五十一條あるいは財政法が不備であるならば、その立法改正を考へておかなければいかぬわけです。こういう事態が起つた場合には不備だということとを明瞭に大臣は認めながら、立法改正をやらすにおいて、そうして議員諸君は国会に与えられた最高権限を生かして、法律の修正を行うのであります。それを法律が不備だといふようなもの、考へ方と、そういうことが大臣の言葉として速記録に残つてゐることはいかぬと思ふ。もし不備である

認めらるならば、法律の改正から先におやりになつて、そうして議員諸君が自由に法律改正をやつて、やはり法律と予算行為が矛盾しないような、完全無欠なる法律の改正を提案すればよろしい。政府がそれをやらすして、その法律が不備だといふことをおしやるのはどうかと思ふのですが、その点お考へになつたらどうですか。

○塚田國務大臣 実はこういう場合に法律に若干の不備があるといふことは、私もこの問題で今度初めてこれを感じたわけでありまして、將來あるいはそういうことになるかもしれない。しかし率直に申し上げまして、国会の審議の状況において、絶えずこういう問題が出來て来るということであると、あるいは若干の部分の直すことになつて、それとも国会法の他の規定を修正したいとして、こういう状態が出來て來ないようにするといふことで直すことになるか、どちらかで直さないといふ、今後つきりした形にはならないといふことは、どうしても事実だと思ひます。その意味において、不備であるといふことは、あえて取消すほどのことではないのじやないか、事実を事実の通りに認めただけだ、こういうふうに考へております。

○成田委員長 五十一條は不備である、こういうことはお認めになつたわけでありまして、これは私は不備ではないと思ふ。政府並びに多数黨の立場から行きましたならば、この五十一條といふものがある程度不備だとお考へになる場合があるかもしれない。しかしながらこの五十一條といふものは、予算の權威を保證するといふ意味においてできておると思ふ。従つて予

算の成立後に生じたやむを得ない理由、そういう場合に補正予算を組まなければいけない、しかしながらそれはあくまでも予算の成立後であつて、まだ予算の成立を見てないときに政府がかつてに補正をするといふようなことは禁止する、こういうように予算の權威といふものを規定するために五十一條といふものができておるのでありまして、この五十一條が不備だといふことで、政府の考へ方あるいは多数黨の考へ方で左右されるということになると、これは五十一條の精神は没却される、予算の權威はなくなつてしまふ、こう私は考へるのであります。

○塚田國務大臣 これは先ほど松井委員にお答へしたときにも言ひ改めた点でありまして、はたしてこの五十一條が不備であるかどうかといふことは、御指摘の通りだと思ひます。しかし先ほど松井委員にも申し上げましたように、こういう事態を律するのには財政法、国会法、そういうものを全般として考へて、法措置に若干の不備があつて、だからこういう事態が今後お続いて行くといふことであるならば、それに合致するような法規整理といふものを考へ直しておかなければ、今後つきりした形で問題が処理できないのじやないか、こういうふうに感ずるわけでありまして。そのように答弁を改める、こういうわけでありまして。

○松井(政)委員 その法律の不備と考へられる考へ方と発見の時期とについてはわかりましたから、これは私は承ひたい。そこで大蔵当局にお伺ひをいたしておきたいのであります。が、たゞいま郵政大臣のおしやるように、やはりこういう法律が修正をさ

れて、予算が衆議院を通過して参議院で審議中であるその時期に、五十一條を照してみれば、ただいま大臣のおつしやつたような意見が出て来る、こういうことである。そういふ事柄の立法上の問題と、ただいま二十五億減収の扱いとを、やはり大蔵當局も同様のお考えでやるうといはしておるのではありませんか。なぜこれを聞くかといふと、その問題のいかんによつて補正予算の時期、あるいは参議院の審議中でありまから、参議院で予算を修正して本国会でできまりをつける、そういうようなことが大蔵省の考え方でも明らかになるのでありますから、それを明らかにするために伺ひをいたすのであります。

○愛知府委員 ただいまの状況では、おそろしくこの修正案といふものは成立するでございましょう。その修正案といふものが成立いたしました。それから参議院にその審査が移りました。そしてその結果がどうつきましますか、これはこれからにわかに予断ができません。これはありますが、私の現在の考え方としては、前々から申し上げておりますように、そういう修正が参議院においても成立した、そのまます修正されずに通つたという場合におきましては、そのときの状況を基礎といたしまして、予算はやはり適当な機会に補正するのが一番いい方法だと思つてあります。先ほど委員長が、補正をするといふことは予算の提出権の権威を云々といふことを言われましたが、私は一方において法律が国会の審議によつて、新たな国会としての意思が決定されたならば、それを受けて正当な手続によりまして補正をするといふこと

は、これこそ予算の権威を裏づけるものだ、こういうふうな考えでおります。

○松井(政)委員 私は私一人で質疑を占めるつもりはありませんが、私の方も修正案についての御質疑があつたらお答えをいたしますから、ひとつ御質疑をしていただきたいと思います。私は最後に意見を申し上げておきます。御承知のように国会はやはり憲法に従つた政党政治でありますから、政党が異なれば考え方は違ふのですけれども、少くとも財政措置並びに予算措置を必要とする法律案を提出なさるべき立場でございまして、各派ともその党独自の立場でございまして、ごさいますから、予算上の措置、財政上の措置を裏づけて、予算の修正等は行ふべきである。これがやはり立法権をまじめに行使するゆゑんであるといふことを、私はこの機会に明らかにいたしておきます。この法律を修正したあとの財政措置、予算措置は、政府がやりたようにやれといふようなもの、あるいは法律修正といふものは、やはり十分考えなければならぬ。これが第一点。

それから政府側においてもそれほど立法府の意見を尊重するならば、ただいまの段階では衆議院は予算を通過させましたけれども、参議院は審議中であります。さらに本日この修正案が通過をいたしましたとしても、参議院にまわつて審議をしなければならぬのです。従つて今国会中に財政法上の規定、公社法上の規定を守りながら、善処する時期は幾らもあるのです。適当の機会に補正予算を組むといふようなものの考え方では、せつかく立法府の人々の

親切に修正をしようとする意思を無視するものでありますから、こういう考え方はやはり改める必要がある。考え直していただきたい。せつかく立法府に参加して人たちが国民の代表として法律を修正して、それに対する予算上、財政上の措置をやる。これを一日も早くやること、立法府の権威の尊重になるのであります。ただいま両者の話を聞いてみますと、なれ合ひで言葉交はすばかり出しておけばよろしいのだ、こういうふうにしなされてはならないのです。これはきわめて不親切きわまる答弁であり、不親切きわまる法案修正の扱い方だ。これだけを意見として明確に申し上げておきます。

○成田委員 原君の御質問に入る前に……今大蔵府次官から私に對して一矢があらしたのですが、法律が通過した、それに対して必要な財源措置を補正予算で組むことは、決して予算の権威を傷つけないものではない、それこそ国会の院議といふものを尊重するゆゑんで、こういう御発言があらしたのが、私の申し上げたのはそういうやうなものです。まだ予算の審議中に、予算が成立しないにもかかわらず、補正予算を組むといふような態度をとり、言明をなさる政府のやり方といふものは、予算の権威を傷つける、こう申し上げたわけですから、ひとつ御了承をお願いいたします。

○原(茂)委員 昨日の郵政大臣の御答弁の中に、もしこの三派共同の修正案の公債増発二十五億以外にまだあるやうだつたら、これは考慮しなければいけない、その裏を言いますと、五箇年拡張計画を変更するか、縮めるか、そういうことをしなければいけないといふ

うふうに御答弁があつたわけですが、この点は間違ひなく御確認願ふと思ひます。そこでこれ以外にないものかどうか、たとえば予算補正をするもの、今日ほかにはないかどうかを大蔵當局にお伺ひしたいと思ひます。

○愛知府委員 これはやはり率直に申し上げるのであります。昨日当委員会においてたしか松井委員から、運輸関係で何かあるはずではないかといふ趣旨の御発言が……(松井(政)委員「本会議に出ています。日程上について、当委員会における法案に對しては、当委員会に於ける法案に對してお答えをいたしたような見解を申し上げておることはございせん。従つて現在他にはこういう種類の問題は私どもは扱っておりません。)

○原(茂)委員 今ここで松井委員が着席のまま言つた通り、四十億の問題はやはり松井委員の指摘した通りあつたわけでありま。これは政務次官は御存じなかつたらしいので、その点はよろしうございしますが、郵政大臣にお伺ひいたします。もしほかにあれば考慮するところでしょうか、ほかにはあるとおつしやいまして、ほかには債券の増発を考慮しなければいけないか、ひとつ國務大臣としてお答え願ひたいと思ひます。

○塚田國務大臣 これは國務大臣として財政全般の問題を考えます場合には、他の委員会において同じ種類の問題が出たときに総合的に考えなければいけない。郵政大臣としてはこの問題はこの問題として、自分としてはこの方法で処理したい、こういうやうに考えております。現実に今そういう問題

が本会議に出ておるとすれば、實際問題としてはそういう考慮を必要とするやうになるかも知れませんが、私はしかし四十億といふやうな数字で、しかもおそろしく同様に公募のわくであるやうなものであります。と申し上げるは、資金運用部のわくといふものは非常に限られておまして、どちらの面からもゆとりがない。その程度であれば発行の時期なども非常に影響いたしますので、運用の面で適当に考慮すれば、何とかさう大きく財政の基礎をゆるがす、金融常勢の基礎をゆるがすといふことが起らずに、処理し得るのではないかと今漠然と考へております。従つてこの計画はこゝままでひ家行して行きたい、こう思ひのであります。

○原(茂)委員 今大臣から、この程度のものなら金融常勢の基礎をゆるがすほどの大きな影響はないと考へる。どういつたお考えがあつたわけでありま。先ほど通過いたしました予算案による米価引上げなどにも、御存じのやうに、二十八年度の一般会計で百億が予算補正で見込まれておる。こういうものも、しかもこれは別の考へる立場もあるでしようが、必然的に大きな財政の膨脹を来す要因になつておると思ひます。なお保安庁費の例を見ましても、ここに通過しました予算案を不成立予算と比較しますと、多分百八十億円近くが削減されておると思ひますが、そのうちの百二十四億円ぐらゐがこれも予算外計画に申し込まれてゐるというやうなことを考へると同時に、受諾するかもしれない今の政府の方針のMSAなどが、正式に適用を受

けるようになりますと、防衛費なども相当膨脹して来るだろうと考えますので、そういう点からいうと、この二十五億というのもそう小さな金額とばかりは言えないように思うのですが、この点大蔵当局のお考えをひとつ承りたい。

○愛知府委員 まことにごもつともなお尋ねておるのであります。この程度というの、いささかこれは不正確な表現だと思ひますので、その言葉の意義について論議することは避けまして、先ほどの答弁をさらに補足いたしながら、お答えしたいと思ひのであります。ただいま御指摘の通り、米価の問題につきましては、石当り八百田の供出完遂奨励金ということが予算上の修正になりました、その財源として、現在のところは一応全部食糧管理特別会計でまかなうことになつておりますが、半額の百億田程度のものはすみやかになる機会において、やはり補正予算として提出をしなければならぬことに相なつております。さうに考へております。この点はただいま御指摘の通り、他の補正予算として考へなければならぬ問題であります。

なほ最近頻発いたしております災害の關係等につきましても、現在用意されております予備金でとりあふはつないでおりますけれども、あるいはこれで足りないという事態も起るかもしれないと思ひますが、これもあらためて補正予算の問題になり得る問題だと思ひのであります。そういつたことを考へ合せます場合に、確かに本年度あと引続く問題として、財政状況がきわめてきつくなることは、御指摘の通りでございます。私もこれはこれ

に對して、こういうふうな考へだといふことを申し上げる段階にはまだ至つておりませんけれども、いろいろのくふうを払いまして、国民の負担を現在以上に加重することなくして、財政政策の範囲内で実施し得るあらゆる方策を考へ合せて、かくのごとく現在から予見し得るような新たな必要に對して、予算を組む用意をただちに始めたといふ考へておるような次第であります。

なほ最後にMSAの問題は、御承知のごとく各国の例から申しまして、いろいろの受け方が予想されますので、予算上ただちに補正予算の問題が起るかどうかといふことにつきましては、これからの交渉、あるいはこれから政府の態度にも関連いたしまして、相当性質のかわつたものと考えられるので、私見としては補正予算にはあまり大きくは登場しないのではなからうかと考へております。

○原(茂)委員 その御答弁で大体いいわけです。そこで郵政大臣の二十五億くらいの金額ならさしつかえないと言つたことは、少し不意な御答弁だとたしなめておきます。

○成田委員 ほかにも御質疑はございせんか。——それでは私から一言だけ提出者にお尋ねしたいと思ひます。提出者の今回の立法の建前からいつて、予算案と法律が齟齬を来す、そういう前例はよくある、たとえば予算措置を講じてないにもかかわらず法律ができた、そういう場合もあるのだ、こゝう言われたのですが、そういう前例があることは私承知しておりますが、それは必要最小限度法律施行のための必要経費なんです。しかもそれは予算の

わく内で操作できる性質のものでなかつたかと思ひます。今度のように二五%を前提とした法律、それに基く予算というものがまる／＼通過しておりながら、法律は二〇%の値上げという全般的な修正になつておる。そのために七十六億の益金繰入ができなくなる、二十五億の財源不足を生じた、補正予算を組まなければいけない、こういうような事態になつた前例がはたしてあるかどうか。将来これは予算の問題、法律の問題としていい例になるか悪例になるかわかりませんが、非常に問題を残す点だと思ひますので、その点ひとつ御答弁願ひたいと思ひます。

○小泉委員 ただいま委員長が御指摘になりました通り、私もさう考へておらず、はなはだ遺憾な事態であるとは考へておるものであります。しかしながら先ほど来申し上げました通り、電話五箇年拡充計画を遂行せしめることが、國家産業復興の基礎的な要件であるといふような大きな見地に立ちはまして、予算上の措置の問題については、まことに遺憾な点もありませんけれども、万やむを得ないといふような見地に立つたのであります。ことにこの二十五億の金は、いずれから生み出すかといふような考へ方で、改進黨は自由党に折衝しておつたのでございしますが、いろいろな面からそれは実現の可能性を失ひ、改進黨といひましたは、政局安定といふ大きな方向からいたしまして、遺憾ではあるけれどもこれをたな上げして、先ほど衆議院を通過した予算案と相なつたので、さうな政治上の事情と申しますか、政局の推移といふ大局から御了解を得たいと思ひます。

○成田委員 ほかにも質疑はございせんか。——これにて各修正案に対する質疑は終局いたしました。

公衆電気通信法案、有線電気通信法案、有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法案並びに各修正案を一括して討論に付します。討論の通告がありま

す。通告順にこれを許します。橋本登美三郎君。

○橋本(登)委員 私は自由党を代表いたしまして、改進黨、自由党並びに自由党三派共同による修正案及び修正部分を除く原案に對しまして、三案ともに賛成の意を表するものであります。すでに詳しく各委員から質疑がありましたので、討論の要旨をできるだけ簡略に申し上げます。

御承知のように、修正案並びに政府原案の提案理由にもありましたが、現在電話の復興並びに拡充は、日本の産業界から見てもことに重大であり、従つて五箇年間に電話七十万箇、及び市外線において百十八万キロ、この拡充をいたしたい、こういう計画のもとに値上案が提案せられたのであります。解散になりました前国会においては一割の値上げでありましたが、その中には、御承知のように二十二億七千万円、同じく料金収入のうちから建設資金の方にまわされております。その他四十億円の財政資金の建設資金への繰入れがあつたのであります。本国会に提出された計画におきましては、これが削除されておりますけれども、これも全般の情勢から見てもやむを得ざる措置であると思ひまして、われわれといたしましてはこれは了承せざるを得ないのであります。ただ政府原

案におきましては二割五分の値上げになつておりますが、現在各方面のいわゆる参考人等の公述によつて見るに、一挙に二割五分の値上げを行うといふことは、産業界、ことに中小企業に對する影響も相当にある、こゝう考へて、できるだけこれら中小企業に對する影響を勘案して、二割程度のものならば必ずしも中小企業に大きな影響は与へないであらう、こゝういふ見解から三派修正において、二割程度の値上げに相なつたのであります。

そこで社会党両派提案の修正案であります。これにつきましても、大体説明がありましたが、松井提案者からの説明の中にあるように、一つはPBX問題ですが、設置困難な場所のみこれを民間業者に許す、こゝういふような考へ方については、私たちとしてはどうも内得できない。これは公社も民間業者も行えるように、PBXについても開放を行う、こゝういふこととした方が、いわゆるデモクラシーの原則に合致するのではなからうか。(「違ふ、違ふ、よく読め」と呼ぶ者あり)もしそうでなかつたならば、その点は訂正をいたします。以上のような状態であり、かつまた一割三分程度の値上げをもつて、六箇年計画を実行するといふ案のようであります。これも財政資金等はもちろん必要のようでありますが、財政資金を仰ぐ上におきましても、両派社会党としては、予算の組みかえを主張したのであるから、あえてさしつかえないといふ御見解のようでありま

は、衆議院においては不可能でありまして、松井さんの言うような意見が通るとは考えられませんので、どういふ意味から考えましても、両派社会党の修正案には賛成しかねる。かような意味におきまして、ただいま申しましたように自由党、改進黨、自由党三党共同提案の修正案に賛成をし、その修正の部分を除く政府提出の原案に賛成の意を表して、自由党の討論にかゝる次第であります。

○成田委員長 小泉純也君。

○小泉純也君 私は改進黨を代表して、ただいま一括議題となりました公衆電気通信法案、有線電気通信法案、有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法案並びにこれらに関する修正案につきまして、自由党、改進黨、自由党共同提案にかかる公衆電気通信法案に対する修正案、その修正部分を除く原案及び他の二法案の原案に賛成し、日本社会党両派提出の公衆電気通信法案並びに有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法案に対する修正案に反対の意を表するものであります。

申すまでもなくこれら三法案の内容は、去る第十三国会以来、毎国会において本委員会慎重審議を進めまして、さきの第十五国会においては、わが党の修正をいれて本院において可決を見たものであります。今回政府提出の原案は、料金の種別、金額に関する部分を除きますれば、それとまったく同様の趣旨のものであるものであります。

すなわち、各個の法案について検討いたしますと、まず有線電気通信法案におきましては、現行の電信法では極度に制限されておりまして私設有線電気

通信設備の設置を原則として自由とし、公社または会社の独占の侵害を防止するために、所要の制限を設けるにとめております。また設備の設置及び維持についても、必要最小限度の技術基準が設けられているのみであり、許可、届出等の規定もできるだけ少くする方針をとっているものと見受けられ、適切なものと認められるのであります。

次に公衆電気通信法案におきましては、事業保護のため必要として設けられている各種の特権的規定や罰則を極力廃止することとし、事業の性格に基き真に必要なもののみを存続することとし、また一方賠償に関する規定を設けるなど、大体において事業民主化の色彩を濃厚にいたしております。現在命令によつて定められている事項のうち、基本的サービスに関するものを法律で規定した点、逆にすべて法律で定められていた料金を、主要料金のほかは郵政大臣の認可事項とした点、PBXの利用者自営の道を開いた点なども、当を得たものと思われまゝ。ただ主要料金の種別、金額については、自由、改進黨、自由三党の共同提出にかか

る修正案につき、先ほどの御説明のありましたような趣旨、内容によりまして、原案に若干の修正を加える必要が存するのであります。すなわち料金の値上げは、低物価政策を打ち出す必要のある今日、決して好ましいことではありませんが、拡充を義務とする公衆電気通信事業の実情を見るときは、原案の二五%引上げは認し得ないにしても、自由、改進黨、自由共同修正案の程度及び方法においては、やむを得ない措置としてこれを認めなければなら

ないと思われするのであります。次に、右の二つの法律を施行するため必要な経過措置、その他関係法律を改正するため制定される施行法の規定も、それら当を得たものと認められるのであります。

両派日本社会党におかれては、公衆電気通信法案並びに有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法案に対し、PBXの利用者設置及び料金値上げの二点に關して修正案を提出されたのであります。PBXの利用者設置に關する原案第百五條の規定は、PBX公社直営はこれを繼續するが、利用者側の強い要望にこたえて加入者側の自営の方途を開こうとするものであり、その由にまかせられてはまつたく利用者の自営性はけつこうであります。私どもは、利用者の支配下において直接に便否の影響が現われるこの種の末端設備には、利用者の保守の自主性を尊重しないわけには行かないのであります。すなわち、ただ観念的に一元化するの要もないかと思われ、直営、自営二本建として、兩者その長を競うこととなるような原案の規定は、むしろ一進歩と認められますので、わが党としては原案を支持するものであります。また料金に關する公衆法別表に対する修正につきましては、先ほど修正案の趣旨弁明の際述べられた通り、合理的な程度において、公平な負担の分布方法をとる見地におきまして、自由、改進黨、自由三党共同修正案を中斷を得たものとして支持する次第であります。最後に私は若干の希望条件を付しておきたいのであります。その第一は、

公衆電気通信法案第百九條の損害賠償規定は、現行法の無賠償規定に比較すれば格別の進歩であります。その免責期間につきまして、加入電話による通話に關して五日間、専用設備に關して四十八時間となつておりますことは、スピードを旨とする電気通信事業としては、あまりにも悠長であると思われるのであります。今日ただちにこの期間を短縮することは無理とも思われますが、事業の使命に照し、努めてこれを短縮するよう当局者の今後の努力を切望するのであります。

その第二は、市外通話について即時、準即時区間の拡張をはかられておりますが、待時区間になお特別至急通話が存置され、以然として普通通話ではなかく用が達せられないのであります。すなわち拡充計画の実施については、事業の公共性を重視されまして、大都市偏重を排し、ときには採算も度外に置いて、待時区間の回線疎通をはかられ、普通通話でもすぐかかると、特に急ぐものでも至急通話で事足りるよう、サービスの改善を可能にするべき方途を講ぜられんことを希望するのであります。

その第三は、PBXの利用者設置につきまして、その運用いかんによつては、社会党諸君の指摘されるような弊害なきにしもあらずであります。一方また利用者の自由選択による競争関係に立つとはいへ、公社は当業者の資格認定、工事の検査等の機能を握ることにより、やむを得ず業者に及ぼす不当の圧迫なきを保しがたいのであります。政府はよろしく監督の適正を期するとともに、これら弊害の防遏に万全を期せられ、大いにその長所を発

揮されるよう切望する次第であります。

その第四は、今回の料金引上げは、拡充計画と関連し、事情やむを得ざる措置としてこれを認められるのでありますから、計画の一貫遂行のために、資金調達の確実を期する上に、万違算なからしめることはもちろんであります。これについては、将来一定期間内にこれを回避することが緊要であり、むしろ設備、用品の発注、購買等の経済的措置及び従業員訓練、要員配置等の能率的施策を徹底するとともに、電気通信事業が産業の基盤たる重要性にかんがみ、あるいは死蔵にひとしい加入電話の整理等にも考慮を及ぼされまして、極力経営の合理化に努め、経費の節減をすみやかに持ち来し得るよう、格別のお骨折りを政府及び公社当局に熱望いたします。

最後にその第五といひまして、特に政府に對して強く要望いたしますことは、前に申し上げました公社の電信電話拡充五箇年計画の資金調達の確実を期する上に、將來ぜひとも一貫した財政上の対策方針を立て、それを堅持することによつて、拡充計画の安定遂行を援護すべきこととあります。私どもは、このことに支持いたします公衆電気通信法案に對する修正案において、別表の料金額を改訂する結果として、さしむき昭和二十八年度において、拡充資金計画中、損益勘定受入れ予定額に二十五億円の不足を生ずるのであります。したが、これが補填については、当然資金運用部資金等からの政府借入金、または公募債券にその調達を求めな

ければならないことになるのであります。従つてこれに関する予算措置等については、補正予算等の機会において、的確にお取運びを切望いたしますのであります。

以上希望条件を述べまして、私の討論を終ります。

○成田委員長 原君。

○原(茂)委員 私は日本社会党を代表いたしまして、ただいま議題になつております公衆電気通信法案、有線電気通信法案、有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法案について、原案並びに自由党、改進黨、自由党の共同修正案に反対し、両派日本社会党提出にかかる修正部分について、賛成の理由を明らかにしたいと思つております。

まずPBXなどの利用者による設置であります。日本電信電話公社法の制定が、わが電気通信事業として、従来その経営に加えられていた官庁的な制約から脱却せしめ、事業の公共性を發揮するとともに、企業性を高揚することによつて、施設の拡充をすみやかにし、サービスの向上をはかり、国民の電信電話利用の便益を真に増進することを目的として行われたことは、御承知の通りであります。従つて在来公社直営をもつて建設し、保存して参りましたPBXのごときは、いよいよますますその手によつて改良、拡張の方途を講じ、この方面のサービスの改善に努力すべきであることは当然の条理であります。ことにPBXは加入電話の延長であり、加入電話系と一体をなし、公衆の電気通信設備を構成する關係にあるものでありますから、これが建設、保存を加入者にゆだねることは、ただちに公衆の電話事業

に影響を及ぼすこととなり、その結果として事業の円滑なる運行をはばみ、サービスの低下を来すことの必然性は、過去における加入者自営當時の実績に徴して明らかに認められるものであります。あるいは監督の規定をもつてこの弊害防止に備へるというがごとき、またたく元費をあえてしてはばからざるものということができるのであります。すなわち利用者自営の例外範圍は、少くとも現行程度にとどむべきであつて、これを拡大することは公社の使命にもとるものであり、われわれの絶対にくみすべからざるものであります。

次に料金値上げであります。思うに公社の事業の企業性は、その公共性の充足を前提として初めて發揮せらるべきであり、独立採算主義をとるにいたしまして、公社の事業設備の由来ないしは資産構成の経過を顧みまして、国営の手を離れたといつても、その事業経営について政府は依然重大なる責任を負うべきものであります。さきに第十五国会に提案された値上げは増収率一割であり、それにより拡充五箇年計画の遂行を可能としたのであります。が、爾來僅々二、三箇月を経過したにすぎない今日、俄然二割五分増収と同様計画遂行のため必要とするというのであります。しかもその間の理由としては、政府借入金及び公債債券による資金調達の手定を、料金値上げのみによる増加収入に転換したことに見出されるのであります。不合理なものはなしきものといわざるを得ないのであります。本来建設資金の調達を利益金の繰入れにまづがごときは、経営経理の常道でないのであります。そ

れにはおのずから限度があるのであります。原案が国民負担の急激なる増加を顧みないで、五箇年計画において所要資金の二割五分以上を収益繰入れに予定するがごときは、まことに暴挙ともいふべきでありまして、われわれのとうてい認し得ないものであります。わが国の電気通信事業が、創業以來その収益より多額の一般会計繰入れを行い、昭和九年通信事業特別会計設定後において通計せられるもののみでも、一般会計及び臨時軍事費特別会計繰入金総額十二億三千四百五十四万円に上り、通貨価値よりして今日の約三千億ないし四千億に相当するものがあるものであります。従つて公社の現有事業設備、現在資産の構成というものは、またたく利用者負担の累積にはかならぬものといつても過言でないのであります。ここに積年にわたる料金政策の過誤及び無策が見出され、政府の無責任を糾弾せざるを得ないのであります。すなわち今やあるべき正常の態度に立ち帰り、産業、経済、その他あらゆる国民活動の基盤であり、拡充整備を焦眉の急務とする公衆電気通信施設のために、政府は最善の財政的措置を講ずるべきであります。

これに対して自由党、改進黨、自由党の共同修正案は、PBXに賛成している点はもとより反対であります。が、料金におきまして、ほとんど政府原案とかわりなく、二〇%を上まわるものであります。中小企業における値上率は、原案の二五%を上まわるものさへも多くなるとは必然であります。が、ただ一点わが案に同調して、度数料を七円にしてはありますが、基本料その他における値上案の誤る基本

精神は、またたく政府原案と軌を一にするものであり、特に与党たるの責任をも省みず、一昨日通過せる予算案には、二五%値上げと七十五億円の公債債券による財源措置をもつて、本日提出の自、改自の修正案には、二〇%の値上げ及び百億円の公債債券による措置を織り込み、これを将来の不確定の予算補正に求めるがごとき暴挙をあえてし、多数の力をもつて国会運営の常道を踏み破らんとする、まことに国会民主化に逆行する本修正案に對しましては、断固反対の意思を表明するものであります。

これに反しましてわが日本社会党共同提案にかかる修正案におきましては、これらの違法性と誤る基法精神を正し、設備拡充資金の利用者負担を排除して、わずかに経営上の赤字と設備改良資金の一部とをのみ料金一割程度の値上げに求めまして、その他の建設資金はさきに提案せる日本社会党両派共同組みかえ予算案に見られるように、インヴェンツリー・ファイナンスより産業投資に振り向けた百六十億円の中より、政府の責任において運営善処されることを期待したものであり、しかも特定者のみが利用しつつある電話を一日も早く全国民大衆の容易に利用し得るものたらしむる筋を通されていく点にかながみ、満腔の賛意を表するものであります。

以上簡単ではありますが、わが党両派共同提出の修正部分に対する賛意を表明いたしますのであります。

○成田委員長 松井政吉君。

○松井政吉委員 私は日本社会党を代表いたしまして、公衆電気通信、有線電気通信並びに両法案の施行案に對する自由党、改進黨、自由党三派共同修正案並びに原案に反対の意見を申し述べます。さらに両派社会党修正案賛成の意見もつけ加えて申し上げます。

御承知のように、先ほど両派社会党修正案の提案説明の中になりに申し述べておりますので、要點だけを申し上げてその意見にかえたいと思ひます。公衆電気通信法の原案になぜわれわれが賛成しないか、こういうことについて申し上げます。われわれは公衆電気通信法の今回の修正案の中には、PBXの問題と別表の料金に関する問題の修正を提出いたしております。幸いにして各委員が賛成をいたしました。幸いに、われわれの修正案が本委員会において可決をいたしました。幸に、残る部分の原案のウエートと比べますと、修正部分のウエートが大きいという考え方をもちますので、原案に賛成することはやぶさかでないものであります。しかしながら自由、改進黨、自由三派の修正案が、予想としては可決されるやうであります。そういたしますならば、原案に残る中においてわれわれの承服できない国際電気通信關係の条項が多く盛り込まれております。先ほど一言触れましたが、われわれはやはり絶対的な一貫作業で行うことが、日本の電気通信企業の本質だと考えておりますので、国際電気通信關係を民間に移したことはいまだに認めておりません。いまだに賛成しがたいのであります。先ほどの政府当局の答弁ではございませんが、機会がありますならば、私たちはやはり国際電気通信を民間から再び公社において行い得るような立法措置を今日でも考えており、捨

てないのでありますから、その内容と
条文については賛成することができな
いのであります。

さらにPBXの問題は、先ほど申し
上げましたから省きます。別表料金値
上げの問題も先ほど申し上げましたの
で、修正案についても、両自由党、改
進黨の修正案についても賛成できませ
ん。それから原案についてはなおさら
賛成できません。

有線電氣通信法について申し上げま
するならば、これは公衆電氣通信法と
うらはらの関係でありまして、有線電
氣通信法の中には、依然として國際開
係の民間会社と公社が行う業務の区分
について、判断しかねる事項が多いの
であります。従つて作業のわけ方及び
取扱ひ方及びその範囲等が不明確であ
りまして、民間と公社の間に必ずや作
業上の混乱を引起すであろうという予
想が見出されます。その関連において
有線電氣通信法にも反対をいたしま
す。

それから施行法案につきましては、
國際關係の関連事項とPBXの関連事
項と施行法案において関連をいた
してありますから、これは反対をいた
します。

自由党、改進黨、自由党三派修正に
対する反対の意見であります。これは
率直に申し上げまして、政府原案と
は大してかわりはない。ただ二五%と
二〇%、政府原案の度敷料十円が七円
になった、という考へ方で、要する
に反対をしておる輿論に対処しようと
する政治的気分が濃厚であります。私
は改進黨の方が非常な努力をしたこ
とについては敬意を払いますが、自由
党の諸君がこれに同調したことについ

ては、政党内閣制をとつておる憲法政
治の建前から反省を求めます。なぜか
ならば、政党内閣制でありますから、
今自由党吉田内閣が政権を担当いたし
ております。その吉田内閣は、國の財
政金融政策の建前から予算を提出いた
してあります。その予算は、公衆電氣
通信法に関する予算関係は、諸君は無
修正で本院を通過されております。そ
の後において改進黨提唱の修正案に同
調をして、自分のみずからつくつてお
る政府が、二十五億の予算措置、政財
措置に苦しい答弁をしなければならな
いようなことは、政電政治としてとら
べきではございません。これは改めな
ければ正常なる憲法政治、政電政治、
議會政治の運営はこれで行き詰ります。
従ひまして、そういう不遜きわまる、
人氣取りのための修正に同調するがご
とき与党の態度は、改むべきであるこ
とを付言しておきます。

さらに原案についてわれわれが賛成
できない問題は、御承知のように修正
案の内容であります。政府の原案は
は總体二五%の値上げの率とその金額
の使い方について、公社としてはきわ
めて合理的なバランスのとれた原案を
出したと思ふけれども、政府の財政措
置が、年度の予算と金融政策の裏づけ
から見て、預金部資金等を貸し出すこ
とができないうちに、やむなく率が上げ
られたのだと考へます。これはかなり
よろしいのであります。三派修正は
政府原案よりもっと不均衡なもので
あるを生じております。これはある加入
者にとつては利益でありましようが、
ある加入者にとつては、政府原案より
もむしろ苦痛な状態が生れはせぬかと
考へられます。そういう不均衡にして

バランスのとれない内容を持つので、
われわれは御努力には感謝をいたしま
すが、残念ながら賛成はできません。
さらに両派社会党の修正点について
申し上げます。われわれは提案理由の
説明のときに申し上げましたが、PB
Xの修正を提案いたしております。こ
れにつきましては、改進黨の代表の方
は、前国会においては、社会党の諸君
の指摘した通り、運用を改めなければ
ば、原案によつては恐るべき形が生れ
ると明瞭に速記録に載つておる。従つ
て改進黨の諸君も、社会党の修正案に
は賛成はしなかつたけれども、修正の
内容については認められておるのであ
ります。本日の討論では、われわれの
修正案に反対をいたしておりますが、
そういう態度をおとりになつたという
ことを付言しておきます。また橋本君
は、私たちの提案したPBXに関する
修正案並びに私の説明をどう間違えた
のか知りませんが、先ほどは不適きわ
まりない言を吐かれております。わ
れわれの修正は見られる通り、國際は
すでに四月発足以来、六億円以上の利
益を上げておる。その内容に基く資料
をわれわれはいたしておる。國
際は政府当局でも年周十九億の利益が
あると答弁いたしておる。さら
にわれわれの計算では、二十四、五億
になるだろうということも速記録に明
らかにあります。そのもうかる國際を
切り離し、今度はPBXを民間に切り
離して、もつちからないものばかり公社
が引受けて、経営が成り立たなければ
料金値上げして、加入者の負担を増
す、こういうばかげた公社経営はござ
いません。そこで政府原案に出てくる
全文をわれわれは削除することは遠慮

いたしまして、民間に設備、保守、改良
等の工事が全部移されることになる。
その内容を改めて、厳格なる規制をも
つてこれに対処しようという考へ方で
修正案を出しております。しかもわが
党は、郵政大臣の立場を権威あらしめ
るために、そのような認定について
は、郵政大臣の許可があることにわれ
われは修正しておる。これは野党と与
党と転倒しておる。こういうようなも
の考へ方で一貫しておるのであり
ますから、われわれは党利党略でも
を言つておるのではない。公社法をつ
くつたわれわれは責任を感じておりま
す。従つて公社法をつくつて、官僚經
営から公社に移したのであります。さ
ら、その公社が低廉な料金によつて
サービスをし、さらに建設ができれば、
それが一番よろしいのであります。と
ころがその行かない部分がありますの
で、われわれの修正案は、料金の点につ
いても、一割から一割三分程度であり
ても、認めるといふ態度を表明してお
ります。PBXの問題でも、われわれの
考へ方は、これが一貫作業として公社
運営がきわめて妥当だといふ線を打出
しておるのであります。従ひまして党
利党略の立場から修正案を出したり、
原案に賛成なさつたりするのは自由党
の諸君であつて、党利党略を離れて、
日本全体の立場から、電氣通信企業
をいかにしたらいかにという考へ方の
修正案が、わが党の修正案であること
を明らかにしておきます。そういう立
場においてわが党の修正案を出したの
でありますから、両派社会党提出の修
正案には賛成をいたします。

三派提出の修正案には反対をし、両派
社会党提出の修正案に賛成をいたしま
す。

○成田委員長 中村梅吉君。

○中村(梅)委員 私は第十四控室の自
由党を代表いたしまして、ただいま議
題になつております各案について、改
進黨並びに自由党両派、三派共同提案
の修正案に賛成の意を表するものであ
ります。

但しこの賛成をするについては、三
項目の希望条件を付したいと思いま
す。まず希望条件を先に申し上げます
が、希望条件の第一としては、電電公
社が本国会に示された電氣通信施設の
改良、拡張五箇年計画の繰延べあるい
は延期というようなことを行わず、堅
実かつ確實に、すみやかに実行いたし
まして、サービスの向上をはかるべき
である。その第二は、政府は電電公社
事業の公共性にかんがみて、建設改良
五箇年計画が確実かつ迅速に実行し得
るよう、料金収入のみによつてまかな
い得ない財源を、長期の外部資金によ
つて調達し得るよう、適切な措置を講
ずべきである。その第三は、公社は
企業の合理化、事務の簡素化をはか
り、資材購入制度の改善を断行して、
最大限の経費節減をはかるべきであ
る。この三つの希望条件を付して、三
党共同提案にかかる修正案に賛成をす
るものであります。

理由を若干簡単に申し上げてみたい
と思ひますが、今回のごとき料金引上
げを行うにあつては、まず事前に企
業体である公社の内部において、企業
の合理化、経費の最大な節減を行うと
いうことが先決問題であらうと思ひ
てあります。

第二には、公社の企業の公共性にかんがみまして、政府としては、できるだけ長期の外部資金の調達に努力をいたすべきであると思つております。そしてなお補ひ得ざる資金について料金引上げが考えられるというのが、当然の順序であると思つております。しかるに現状を見ますと、公社の企業状態は、私は大いに節減の余地があると思つております。たとえば莫大な資材を年々購入いたしております。ことに年間四百六十一億に達する今後の拡張計画を行つて行く上においては、莫大な機器、資材の購入をされるわけでありまして、電電公社の機器、資材の購入方法が、現在は隨意契約の方法によつておられる。これはまことに最悪の手段であります。かかる隨意契約の制度が今日なお行われておるといふことは、戦時中並びに終戦直後における資材逼迫の時代に、やむを得ざる処置としてつたことである。戦前においてもつと、この資材の購入というものは、ことごとく指名競争入札によつてやつて来たはずであります。たとい技術を要する資材であるにいたしましても、今日の科学力をもつてすれば、規格その他検査は十分に行き届かなければならぬはずであります。従いまして、すみやかにこういう隨意契約による資材購入制度を改善いたしまして、すなわち指名競争入札の制度に改善をして、資材費の節減をはかる措置を当然とらなければならぬと思つております。そういう方面に権威ある人の意見によれば、現在の隨意契約を指名競争入札の購入方法に改善するならば、少くとも資材費の二割は節減できる、こう明言しております。私もその言

を信用いたします。従いまして電電公社当局においては、こういうような点について、すみやかに改善の道を講ずる。なお機構その他を改善いたしまして、企業の合理化をはかつて経費の節減をはかる、これを行ふべきが私は当然であると思つております。また政府といたしまして、こういう五箇年計画の建設を進めて行くことにするについては、加入者のみの負担にこれをかぶせないで、できるだけ長期の外部資金をあつせんすることが、政府として電電公社の事業の公共性を十分認識しておられるならば、当然その処置をとるべきであると思つております。しかるに、どうも残念なことに、私どもの目から見れば、政府にはそういう熱意がないと思われ、前国会における提案においては、預金部資金四十億の融資があつたのであります。が、本国会の原案を見ますと、それは削られてしまつておる。さらに今も松井君から御意見がありました。が、われわれ残念に思つておりますことは、国際電気通信という、黒字で、もうかつてしようがない事業を切り離してしまつた。聞くところによれば、この国際電気通信を切り離したのは、当時の電通省の幹部のいたしたことで、なかつて、突如吉田総理の天くだりの指令によつて実行されたということであり。おそろしく当時の電電公社の諸君も、電通省の諸君も、腹の中では非常に遺憾に感じておられることと思つてあります。こういうふうな今までの国際電気通信の黒字が、一般電気通信の企業費の中にカバーされておつたものが切り離されてしまふ。この一事をもつて見ても、私どもはいかに好意をも

つて考えてみても、現政府が公社を愛し、また公社の企業の公共性を十分認識しておる態度とは受取れないのであります。こういう点を政府としても改められまして、できるだけ政府はこういう公共性を持った電電公社の事業に對して、あと押しの努力をすることが当然であるべき道であると思つております。そうして後に初めて加入者の負担に持つて行くのが順序であると思つております。ただわれわれ今回のこの提案に接しまして、非常に困却をいたしました点は、現在電気通信事業の拡張、改良が必要であることは、天下の輿論でございます。これはなげしい天下の要望にわれわれはこたえなければならぬ。五箇年計画の建設、改良はせむやつておつて、だがこの段階に達してしまつておつて、しかも政府にそういう誠意が認められない以上は、遺憾ながら料金値上げをある程度やむを得ざる範囲において、是認せざるを得ない立場に相なつたと私は思つております。かような立場に立ちまして、私どもは結局三党の共同修正によりまして、総額において二〇%の料金引上げ、電話度数料においては七円均一制、夜間電話の割引、その他二、三の点につきまして修正を試みて、やむを得ず、拡張改良五箇年計画を実行してもらうための処置として、この修正案の案に出たような次第でありまして、この点は政府当局におかれても、電電公社当局におかれても、われわれがそういう苦しい立場から、この程度の料金引上げを是認したものであるということと、よくと御了承の上、今後の運営において万遺憾なきを期していただきたいと思つて

であります。従いまして、先ほど申し上げました三項目の希望条件を付しましたような次第で、この希望条件はぜひ政府並びに電電公社当局者によつて実行していただき、私はかように考えまして、三党共同修正案に賛成をいたすものであります。同時に、社会党同派提出にかゝる修正案については、いろいろな点において敬意を払うべき点は認められるのであります。以上三党提出の修正案に賛成をいたしました趣旨の中で申し述べましたような次第で、遺憾ながら反対の意を表する次第でございます。

○成田委員長 これにて討論は終局いたしました。

これより採決に入りますが、その前に採決の順序について申し上げます。まず公衆電気通信法案、次に有線電気通信法案、最後に有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法案の順序に従つて採決いたします。各修正案は原案に違ひものから順次採決いたします。

まず柴田君及び松井君提出の公衆電気通信法案に対する修正案について採決いたします。本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○成田委員長 起立少数。よつて本修正案は否決されました。

次に橋本君、小泉君及び中村君提出の公衆電気通信法案に関する修正案について採決いたします。本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○成田委員長 起立多数。よつて本修正案は可決されました。

次に、ただいま可決されました修正

部分を除く原案について採決いたします。これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○成田委員長 起立多数。よつて公衆電気通信法案は橋本君、小泉君及び中村君提出の修正案のごとく修正議決すべきものと決しました。

次に、有線電気通信法案について採決いたします。本案を原案の通り可決すべきものと決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○成田委員長 起立多数。よつて本案は原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、柴田君及び松井君提出の有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法案に対する修正案について採決いたします。本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○成田委員長 起立少数。よつて本修正案は否決されました。

次に、有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法案について採決いたします。本案を原案の通り可決すべきものと決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○成田委員長 起立多数。よつて本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

この際お諮りいたしますが、ただいま議決いたしました三法案に関する委員会報告書については、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○成田委員長 御異議なしと認め、さ
ように決します。

本日はこれにて散会し、次会は公報
をもつてお知らせいたします。

午後四時三分散会

〔参照〕

公衆電気通信法案（内閣提出）に関
する報告書

有線電気通信法案（内閣提出）に関
する報告書

有線電気通信法及び公衆電気通信法
施行法案（内閣提出）に関する報告
書

〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十八年七月二十八日印刷

昭和二十八年七月二十九日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局